

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成25年
3月8日
(金曜日)

目次

告示

- 生活保護法の規定に基づく施術者の指定(厚政課).....一
- 保安林の指定(萩市)(森林整備課).....一
- 屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置してはならない地域の指定に関する告示の一部改正(都市計画課).....二
- 屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置しようとする者が許可を受けなければならない地域の指定に関する告示の一部改正(都市計画課).....二
- 道路の位置の指定(建築指導課).....三
- 公告
- 国土調査の成果の認証(地域政策課).....三
- 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課).....三
- 開発行為に関する工事の完了(建築指導課).....三
- 教委規則
- 山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....四
- 公安委告示
- 警備員等の検定の実施.....四
- 雑報
- 県報の正誤(平成十七年三月三十一日山口県議会訓令第一号).....六

山口県告示第七十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定し



た。

平成二十五年三月八日

山口県知事 山本 繁太郎

氏名	施術者の名称	所在地	指定年月日
野坂 周平	こうめい整骨院	岩国市錦見一丁目三番一 一―号	平成二五、二、四
寄山 光洋	まちの樹鍼灸整骨院	柳井市柳井四七〇九の一	一、一

山口県告示第八十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

山口県知事 山本 繁太郎

平成二十五年三月八日

- 一 保安林の所在場所
 - 萩市大字明木字原西ケ輪白岩二二の二、字越ケ迫白岩二二、字越ケ迫二二三、一四一、三三〇〇、四五六八、四五七一、四五七三、四五七四の一、四五七四の二、四五七五、四五七六、字原越ケ迫左ケ輪一四〇、字墓ノ浴一七二から一七四まで、字菅蓋中山一八〇の三三三、字上菅蓋台ケ原二二四、二二五、字河内神ノ浴二二六、二二三二、二二三三、字河内神二二二八、字こうかいノ浴二二四二、字松ケ原二八六一の一、二八六一の二
- 二 指定の目的
 - 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
 - 萩市大字明木字原西ケ輪白岩二二の二・字越ケ迫一四一・三三〇〇・四五七三・四五七四の一・字墓ノ浴一七二・一七三・字上菅蓋台ケ原二二四・二二五・字河内神ノ浴二二六・二二三二(以上一筆について次の図に示す部分に限る。)
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部林政課に備え置いて縦覧に供する。)

一 保安林の所在場所

萩市大字紫福字大葉山二五八の四

二 指定の目的

干害の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部林政課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第八十一号

屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置してはならない地域の指定に関する告示(昭和四十二年山口県告示第百五十六号の二)の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月八日

山口県知事 山本 繁太郎

二の1の表に次のように加える。

有近家住宅	山口市徳地八坂	〃
-------	---------	---

三の1の表地域の欄中「極楽寺の〃」を「極楽寺の境内地」に、「護国寺の境内地」を「護国寺の〃」に改め、同表に次のように加える。

旧吉川家岩国事務所	岩国市横山二丁目七番三三三号	〃
-----------	----------------	---

五の表区間の欄中「周南市一般国道三七六号との分岐点」を「周南市一般国道四三三号の起点」に改め、「同市牛野谷町一丁目二四の一四地先を経由して」を削り、

- 2 岩国市牛野谷町一丁目五六の三地先から同市同町一〇三の一〇三の二地先までの間
- 3 岩国市牛野谷町三丁目一般国道一八八号との交差点から同市牛野谷町一丁目一〇三の一〇三の二地先までの間

2 岩国市牛野谷町三丁目一般国道一八八号との交差点から同市牛野谷町一丁目一〇三の一〇三の二地先までの間

に改める。

山口県告示第八十二号

屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置しようとする者が許可を受けなければならない地域の指定に関する告示(昭和四十二年山口県告示第百五十六号の四)の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月八日

山口県知事 山本 繁太郎

一の1の表区間の欄中

- 1 山口市県道宮野大歳線の起点から同市同町一〇三の二地先までの間
- 2 山口市朝田字勢芸七八五の一〇三の二地先から同市県道山口宇部線との交差点までの間

を

山口市県道宮野大歳線の起点から同市同町一〇三の二地先までの間

に改める。

山口県告示第八十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、宇部土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十五年三月八日

山口県知事 山本 繁太郎

地名及び番地	幅員 (メートル)	延 (メートル)長	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル)
山陽小野田市赤崎四丁目四六八の一の一部	四・〇〇四・四	九五・一	四三三・四六



(六四) 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

平成二十五年三月八日

山口県知事 山本 繁太郎

一 国土調査を行った者の名称等

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
防府市	平成二十三年四月十二日から平成二十四年七月十二日まで	防府市地籍図	大字久兼の一部

二 認証年月日

平成二十五年三月八日

(六五) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により、平成

二十四年十月二十六日山口県公告（五一〇）に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十五年三月八日から同年四月八日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業経済部商業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年三月八日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ダイキ宇部店
所在地 宇部市明神町二丁目二の一
- 二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

(六六) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十五年三月八日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 工区に含まれる地域の名称
岩国市愛宕町一丁目（A工区）
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都目黒区東が丘二丁目五番二一号
独立行政法人国立病院機構

- 一 工区に含まれる地域の名称
熊毛郡田布施町大字麻郷字松崎（三工区）
- 二 開発許可を受けた者
田布施町



山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月八日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第一号

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則（平成二十年山口県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第七条第一項」を「第五条第一項」に改め、同条第三号中「第八条第一項」を「第六条第一項」に改め、同条第四号中「第八条第一項」を「第六条第二項」に改め、同条第五号中「第九条」を「第七条」に改め、同条第六号中「第十一条」を「第九条」に改める。

第三条（見出しを含む。）中「別表第三十五号ニ」を「別表第三十五号ホ」に改める。

附則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第三条（見出しを含む。）の改正規定は、公布の日から施行する。



山口県公安委員会告示第四号

警備業法（昭和四十七年法律第一百七号）第二十三条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

平成二十五年三月八日

山口県公安委員会

一 検定を行う警備業務の種別及び級並びに受検定員
種 別 級 受検定員

雑踏警備業務 一級 三十名

二 検定に係る試験の日時及び場所

(一) 学科試験

日 時 平成二十五年六月十一日（火曜日）の午前十時から正午まで

場 所 山口市滝町一番一号

山口県警察本部

(二) 実技試験

日 時 平成二十五年七月二日（火曜日）

場 所 山口市秋穂二島一〇六二番地

山口県セミナーパーク

詳細については、学科試験の合格通知に併せて通知する。

三 受検資格

山口県内に住所を有する者又は山口県内の営業所に属する警備員のうち山口県外に住所を有するもの（以下「県外在住警備員」という。）であつて、次のいずれかに該当する者であること。

(一) 雑踏警備業務二級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が一年以上であるもの
(二) 公安委員会が(一)に掲げる者と同年以上の知識及び能力を有すると認める者

四 検定申請書の受付期間及び時間

平成二十五年四月二十二日（月曜日）から同月二十六日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

なお、受付期間内でも、申請者の数が受検定員に達したときは、受付を締め切るものとする。

五 検定申請書の提出先

山口県内に住所を有する者にあつては住所地（その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

六 提出書類

(一) 検定申請書
(二) 添付書類

1 山口県内に住所を有する者にあつては、山口県内の住所を疎明する書面

2 県外在住警備員にあつては、その者が山口県内の営業所に属することを疎明する書面

3 三の(一)に該当する者にあつては、雑踏警備業務二級の検定に係る合格証明書の

写し及び警備業者等が発行する当該警備業務の従事期間に関する証明書

4 三の(二)に該当する者にあつては、一級検定受検資格認定書の写し

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。)二枚

七 受検手数料

一万三千円に相当する山口県収入証紙を検定申請書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署において交付する。

九 その他

(一) 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署に請求すること。

(二) 検定についての問合せは、山口県警察本部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一〇)にすること。

一 検定を行う警備業務の種類及び級並びに受検定員

種 別 級 受検定員

雑踏警備業務 二級 二十名

二 検定に係る試験の日時及び場所

(一) 学科試験

日 時 平成二十五年六月十一日(火曜日)の午前十時から正午まで

場 所 山口市滝町一番一号

山口県警察本部

(二) 実技試験

日 時 平成二十五年六月二十七日(木曜日)

場 所 山口市秋穂二島一〇六二番地

山口県セミナーパーク

詳細については、学科試験の合格通知に併せて通知する。

三 受検資格

山口県内に住所を有する者又は県外在住警備員であること。

四 検定申請書の受付期間及び時間

平成二十五年四月二十二日(月曜日)から同月二十六日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

なお、受付期間内でも、申請者の数が受検定員に達したときは、受付を締め切るものとする。

五 検定申請書の提出先

山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

六 提出書類

(一) 検定申請書

(二) 添付書類

1 山口県内に住所を有する者にあつては、山口県内の住所を疎明する書面

2 県外在住警備員にあつては、その者が山口県内の営業所に属することを疎明する書面

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。)二枚

七 受検手数料

一万三千円に相当する山口県収入証紙を検定申請書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署において交付する。

九 その他

(一) 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署に請求すること。

(二) 検定についての問合せは、山口県警察本部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一〇)にすること。

平成二十五年三月八日印刷
 平成二十五年三月八日発行

発行所

山口県知事庁

正誤
 平成十七年三月三十一日山口県議会訓令第一号(山口県議会議務局処務規程の一部を改正する訓令)



五	ページ	
下	段	
左から 三	行	
第十二条の二	誤	
第十二条の二第一項	正	